

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 12 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①及び②については、A 町役場（現在は、B 市役所）において国民年金被保険者資格取得届を行い、納税組合を通じて保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年 1 月 12 日に氏名変更(カタカナから漢字)が行われていることが確認できることから、申立人は、この時点において、国民年金被保険者資格取得届を行い、昭和 63 年度の現年度納付書が発行されたものと推認できる。

また、申立人は、納税組合を通じて申立期間②の保険料を納付したと主張しており、事実、当時の A 町役場では、年度途中の加入であっても納付書を納税組合長に送付していたことが確認できたことから、申立人は、申立期間②の保険料を納税組合を通じて納付したものと推認できる。

2 一方、申立期間①の保険料について、A 町役場は、昭和 63 年度から国民健康保険加入者で国民年金に未加入となっている者を対象に加入勧奨を行っていたとしているほか、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年 1 月 12 日に申立人の氏名変更が行われていることが確認できることから、申立人は、同日に、国民年金被保険者資格取得届を行ったものと考えられ、

この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その夫の分と一緒に申立期間①の保険料を納税組合を通じて納付したと主張しているが、その夫に係る申立期間①の一部期間に保険料の未納記録がある。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和52年2月及び同年3月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

申立期間当時の保険料については、納税組合を通じて納付しており、保険料が還付された記憶は無い。また、年金手帳には、国民年金に任意加入した年月日が、昭和52年2月7日から同年4月23日に訂正されていることが記載されており、申立期間当時は、強制加入被保険者期間であったはずである。

このため、申立期間について、保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間を含む昭和52年1月から同年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和52年2月28日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人が厚生年金保険被保険者と婚姻したのは、申立期間直後の同年4月*日であり、事実、申立人が保管する年金手帳には、同年4月*日に任意加入した記載があることが確認できる。以上のことから、申立期間については、本来、国民年金強制加入被保険者となるべき期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側による事務処理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C出張所に勤務していた昭和37年8月1日から45年1月15日までの期間のうち、37年8月1日から38年2月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和30年7月20日にA社に入社して以降、途中で退社や休職もしたことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「在職期間証明書」及び「人事台帳」により、申立人は、昭和30年7月20日の入社から63年2月27日の退社まで、継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間内に、A社D出張所から同社C出張所へ異動した申立人を除く7人すべてに申立人と同様の欠落期間が確認でき、申立人と同日に同社D出張所から同社C出張所に異動した際に、申立人と同様の欠落期間が生じた同僚が年金記録確認E地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同僚照会したところ、1人（既に他界）から、「申立期間の給与は同社C出張所から支給されていたことのほか、同社C出張所においても同社D出張所と同じように厚生年金

保険料が給与から控除されていた。」旨の証言が得られていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、A社C出張所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるものの、同社D出張所に勤務していた者のうち、申立人を含む8人が、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所になった日である昭和38年2月1日に、同社C出張所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社C出張所は適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社C出張所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年2月の社会保険庁のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られないものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は昭和45年10月26日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和45年8月28日から同年10月26日まで
③ 昭和45年10月26日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和45年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月28日から同年10月26日までの期間及び同年10月26日から同年12月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和45年4月1日から同年11月30日まで、A社B校において、業務管理を統括する事務局長として勤務しており、その間、毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、当初、昭和45年8月28日と届出されていたところ、同年12月26日付けで、同年6月27日に訂正されていることが確認できる。

一方、申立期間②について、申立人から提出された申立人のA社における昭和45年8月分（給与計算期間は同年7月26日～同年8月25日）、同年9月分（同年8月26日～同年9月25日）及び同年10月分（同年9月26日～同年10月25日）の給料支払明細書により、申立人は、同年7月か

ら同年9月までの厚生年金保険料について、給与から適正な額が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、資格喪失日が昭和45年6月27日となっている者が申立人を含めて239人いることが確認できるが、そのうち205人については、申立人と同様に、資格喪失日が、当初、同年8月28日と届出されていたところ、同年12月26日付けで、同年6月27日に訂正されていることが確認できるほか、残りの34人については、同年12月26日付けで、同年6月27日に資格を喪失していることが確認できることから、A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日を同年6月27日とし、それに合わせて、さかのぼって社員の資格喪失日を届出したものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和45年11月30日まで、A社に勤務していたと主張しているところ、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した同僚10人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうちの6人からは、同年6月27日以降も勤務していた旨の証言が得られたほか、同社の商業登記簿謄本により、申立期間②当時、同社が現存していたことが確認できることから、同社は、同年12月25日まで、適用事業所の要件を満たしていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の被保険者資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、昭和45年10月25日まで、A社に勤務していたことが確認できることから、事業主が申立人の資格喪失日として当初届け出た、同年8月28日についても事実即した届出があったとは認められず、申立人の申立期間②における資格喪失日に係る記録は、同年10月26日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の総支給額及び控除額から、6万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び③について、当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した同僚10人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、申立期間①及び③に係る申立人の勤務状況等について証言は得られなかった。

また、存命中で連絡先が判明した取締役一人に照会したところ、申立人がA社に勤務していたことを記憶しておらず、申立人に係る申立期間①及び③当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができな

い。

さらに、申立人は、申立期間①及び③当時、一緒に勤務したとして同僚3人の名前を挙げているが、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、全員の名前が見当たらない上、上記回答があった同僚のうち5人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が3か月ないし4か月遅いことが確認できることから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①及び③に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間①及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年4月1日、資格喪失日が平成2年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年3月31日までの期間は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年3月30日から同年4月1日まで

私が以前勤務していたA社が、厚生年金保険の資格喪失年月日を誤って届出したため、私は、平成2年3月31日に退職したのに、資格喪失日が同年3月30日となっており、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっているため、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録（写し）により、申立人がA社に平成2年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社からの回答書により、申立人がA社に平成2年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成2年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成2年3月30日として届け出たため、同年3月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から47年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から47年2月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年3月から47年2月までの期間について国民年金に未加入とされていた。

私は、結婚するまで、母と二人暮らしで、私の収入だけで生活しており、保険料を納付することができなかったため、毎年、集会所に行き、区の班長に免除の申請を申し出ている。

このため、申立期間について保険料の申請免除を行っていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和47年4月ごろと考えられ、この時点では、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと主張しており、事実、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和47年4月ごろと考えられ、この時点では、申立期間に係る申請免除の手続を行うことはできないことから、申立人の主張には信憑性がない。

さらに、国民年金保険料の申請免除手続については、基本的に毎年度行わなければならないところ、申立期間が7年以上の長期間に及んでおり、そのすべての期間において、行政側の瑕疵によって、申立人の申請免除に係る記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されてい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年10月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和41年7月から44年10月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、両親が、A市役所において国民年金の加入手続を行い、町内の納税組合を通じて、私を含む兄弟3人分の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立期間当時の保険料について、申立人はその両親が町内の納税組合を通じて納付していたと主張しているところ、申立人を除く兄弟二人は納付済みとなっており、その両親の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

しかし、申立期間当時、申立人は、B大学（当時）に在籍し、同大学のC寮に入居するためD自治体E区に転入していることから、国民年金の加入手続を行った場合、同区を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「F」であるが、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「G」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人は、その両親がA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、改製原戸籍附票及び申立人に対する照会結果から、申立人が、D自治体E区からA市に転入したのは昭和43年12月25日であることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その両親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、その両親も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国

民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年10月までの期間、同年11月から平成3年10月までの期間、4年3月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から49年10月まで
② 昭和49年11月から平成3年10月まで
③ 平成4年3月
④ 平成4年5月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年10月から49年10月までの期間、同年11月から平成3年10月までの期間、4年3月及び同年5月の国民年金保険料が未納とされていた。

経営していたA店が平成5年11月に厚生年金保険の新規適用事業所となった後、妻が、婚姻前の未納であった申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間②、③及び④については、昭和49年11月の婚姻後、妻が夫婦二人分の保険料を納税組合を通じて継続して納付してくれていたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成5年10月28日以降であると考えられ、この時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成5年10月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③及び④の前後の保険料について、申立人の妻は、現年度納付していることが確認できるが、同期

間について、申立人は、過年度納付していることから、その妻が、申立期間③及び④について、夫婦二人分の保険料を継続して納付していたとする、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人は、その妻が、国民年金の加入手続きを行い、各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、各申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 16 日から 49 年 2 月 17 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。
しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いほか、申立期間に係る脱退手当金の支給は婚姻後であるところ、同名簿上においても婚姻後の姓で記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、A社において、申立人と同時期（昭和 47 年 3 月 17 日から 49 年 3 月 31 日までの間）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を除いて 10 人いることが確認でき、そのうち、連絡先が判明した 5 人に照会したところ、4 人から回答があり、全員から脱退手当金を受給している旨の証言が得られた。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 624 (事案 75 及び 481 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 20 日から 31 年 7 月 31 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 28 日まで

A 社に勤務していた昭和 29 年 1 月 20 日から 31 年 7 月 31 日までの期間及び 38 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 28 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

A 社に勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。

前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A 社において、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いはなかったと推認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、i) 申立期間②中に、A 社において標準報酬月額の時決定が行われているにもかかわらず、申立人のみ同決定が行われなかったものとは考え難いこと、ii) 社会保険事務担当であった事業主は死亡しており、証言を得ることができず、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 4 人からも申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について具体的な証言を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てに係る当委員会の調査及び審議が不十分であると

主張するが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。